

始良市立中学校部活動支援人材バンク登録要項

令和7年 10 月

1 趣旨

始良市教育委員会は、令和7年3月に「始良市中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を定めた。ついては、その推進を図るため、「始良市中学校部活動支援人材バンク(通称『人材バンク』)」を設置する。

2 募集職名

- 部活動指導員
 - ・ 始良市会計年度職員(条件等は別途記載)
 - ・ 主たる指導者として、部活動の実技指導及び大会・練習試合等の引率等を行う
- 外部指導者
 - ・ 報酬は、無償とする。その他の勤務条件は配置された学校の条件に沿うものとする。
 - ・ 学校職員を主たる指導者として、実技指導を行う。

3 募集部活動種目

・弓道 ・剣道 ・柔道 ・野球 ・サッカー ・バレーボール ・バスケットボール ・陸上 ・ソフトテニス ・ソフトボール ・ハンドボール ・バドミントン ・ダンス ・水泳 ・卓球 ・吹奏楽 ・美術 ・演劇

※その他の種目等についても、申請を認める。

4 登録期間

人材バンクへの登録完了日を含む年度から3度目の3月末日まで

(例:令和7年9月10日に登録完了→令和10年3月31日までが登録期間)

※学校のニーズや予算等に応じて配置するため、登録により採用を約束するものではない

5 資格・要件

当該部活動に関わる専門的な知識・技能に加え、学校教育^{※1}に関する十分な理解を有するとともに、次の(1)～(3)のすべてを満たす者とする。

- (1) 18歳以上の者(学校教育法第1条^{※2}に規定する高等学校その他これに類する学校に在学する者を除く。)
- (2) 地方公務員法第16条^{※3}および学校教育法第9条^{※4}に掲げる失格事項に該当しない者
- (3) 以下のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア 市スポーツ協会(加盟団体)、文化芸術団体等、市内中学校長のいずれかから推薦のある者
 - イ 教員免許を有し、当該種目・活動の指導実績がある者
 - ウ 当該種目・活動を統括する団体が認定する指導者資格を有する者

6 登録申請の手続き

- (1) 別紙1の「始良市立中学校部活動支援人材バンク登録申請書」を提出する。

(提出方法)

ア メール(申請書を添付)※アドレス(ghoken@city.aira.lg.jp)

イ 郵送(申請書を送付)※送料は自己負担

ウ 持参(申請書を手渡)※市役所本庁舎2階

住所 〒8999-5492

始良市宮島町25番地

エ QRコード(右記からフォームへの入力)【新規・変更のみ】



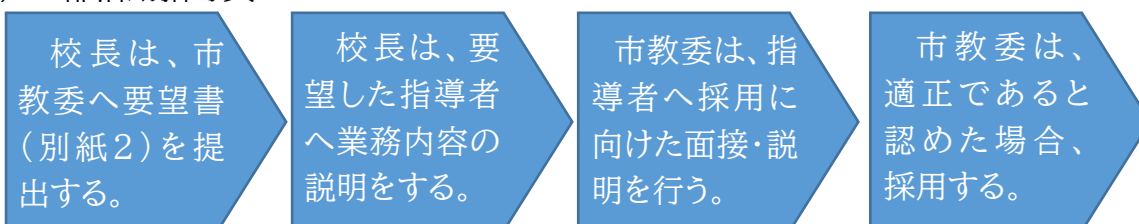
登録用 QR コード

(2) 始良市教育委員会による書類審査・面談を経て登録する。

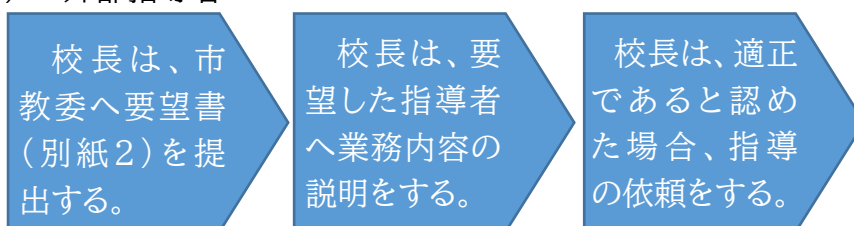
(3) 登録内容の変更や取消は、本人からの申出や始良市教育委員会が不適格であると判断した場合に行うことができる。

7 採用までの流れ

(1) 部活動指導員



(2) 外部指導者



※1 学校教育に関する十分な理解 生徒や学校、地域の実態等を十分に把握し、採用後は、当該学校の学校経営目標や学校部活動の指導方針を理解すること。

※2 学校教育法第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

※3 地方公務員法第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※4 学校教育法第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者